

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）、本件調達に係る入札公告のほか、手賀沼水環境保全協議会が発注する調達（物品の購入又は製造、印刷の請負（建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入に係る契約を除く。））契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

購入等件名 令和 7 年度手賀沼流域協働調査事業
数 量 一式
別添入札公告及び仕様書のとおりとする。

2 入札参加者に必要な事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出時において千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託において A の等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 計量法に基づく計量証明事業者の登録があり、事業履行に必要な分析能力を有する者であること。
- (6) 一般財団法人自然環境研究センターが認証する生物技能分類検定 2 級以上の有資格者を有すること。
- (7) 国、地方公共団体又は手賀沼水環境保全協議会から、過去 10 年間に類似の業務を元請として受託した実績を有している者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札公告等における入札に参加する者に必要な資格に関して、物品・委託等に係る一般競争入札の実施要領第 7 条に規定されている一般競争入札参加資格確認申請書（別記第 2 号様式）及び紙入札方式参加届出書を入札公告に記載された期日において、持参により提出しなければならない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札日の前日までの間において、手賀沼水環境保全協議会会長から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 一般競争入札に参加する資格があると確認された者が、次の各号に該当すると認められた場合は、3年以内の期間を定めて、入札に参加させないこととする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第234条の2第1項に規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。(落札決定後に、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を理由に落札者が契約を締結しないことは、正当な理由なく契約を履行しなかったものとみなす。)
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- キ アからカまで規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。
- ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書については、別紙第1号様式の1により作成し、入札書の受領期限までに、直接に入札書の提出場所に提出しなければならない。
- 送付、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所及び受領期限は、入札公告のとおりとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 購入等件名
- イ 入札金額
- ウ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印

- エ 代理人（年間代理人及び復代理人を除く。）が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の署名（記名押印も可）
- オ 年間代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人であることの表示並びに当該年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び年間代理人の職名と氏名）及び押印
- カ 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の署名（記名押印も可）
- （６）入札書は、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「何月何日開札〔購入等件名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- （７）入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、次のとおり訂正しなければならない。
- ア 入札参加者本人及び年間代理人が訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- イ 代理人（年間代理人を除く。）及び復代理人が訂正する場合は訂正箇所を二重線で抹消して訂正し、近くに署名しなければならない。
- ただし、委任状に記名押印した場合は、当該訂正部分に同一印を押印することにより訂正するものとする。
- （８）入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- （９）入札参加者本人は、入札書と同時に別紙第３号様式による誓約書を提出するものとし、その代理人は別紙第２号様式による委任状を併せて提出しなければならない。
- また、年間代理人による場合は、入札書と同時に別紙第３号様式による誓約書を提出するものとし、その復代理人にあっては、別紙第２号様式による委任状を併せて提出しなければならない。
- （１０）入札参加者又はその代理人が談合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- （１１）入札参加者又はその代理人は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸費用を含め入札金額を見積もるものとする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

- (12) 入札参加者又はその代理人は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (13) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告のとおりとする。
- (14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (15) 入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 開札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(15)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか開札場を退場することはできない。
- (19) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための談合をした者
- (20) 入札参加者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (21) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。
- なお、再度入札において入札書を提出する場合であって、入札の権限者（入札参加者又はその代理人）が初度入札と違う場合には、（9）に基づき誓約書等を提出しなければならない。
- ア 再度入札は、原則として2回とする。
 - イ 初度入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
 - ウ 初度入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。
- 入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

5 入札保証金

免 除

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 購入等件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 年間代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人であることの表示並びに当該年間代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は年間代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の署名（記名押印も可）のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）又は復代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (7) 購入等件名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (10) 誤字、脱字、加筆、修正等により意思表示が不明瞭である入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) 明らかに談合であると認められる入札書
- (14) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者のした入札書
- (15) 必要な記名、押印、署名を欠く入札書
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者及び落札価格の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額を落札価格とする。
- (2) 最低価格入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札者を決定したとき又は落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該

請求を行った入札参加者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札参加者に通知するものとする。

ただし、開札に立ち会った入札者には、開札の場所において、口頭で通知することでこれに代える。

- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

なお、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を理由に落札者が契約書の取りかわしをしない場合は、正当な理由なく契約を履行しなかったものとみなす。

8 契約保証金

千葉県財務規則第99条の規定による。

9 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2) の場合において契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約にかかる文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

11 その他必要な条件

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会を開催する場合の日時及び場所は、別添入札公告のとおりとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、別添入札公告のとおりとする。

1 2 物品等入札参加業者適格者名簿登載に関する問合せ先

(郵便番号) 260-8667

(所在地) 千葉市中央区市場町1番1号

(機関名) 千葉県総務部管財課調達指導班

(電話番号) 043-223-2211

1 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(郵便番号) 260-8667

(所在地) 千葉市中央区市場町1番1号

(機関名) 手賀沼水環境保全協議会事務局

千葉県環境生活部水質保全課湖沼浄化対策班

(電話番号) 043-223-3821